群馬県

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ (薄根川 (支流を含む) の出荷管理については、群馬県漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、イワナに対して出荷制限が指示された薄根川(支流を含む)においては、①所属組合員にイワナを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対してイワナを採捕地点から持ち出さないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でイワナを採捕地点から持ち出さないよう広く周知を図る。

2 流通対策

群馬県内で採捕されたイワナについては流通はしていないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているイワナを流通させないように関係者に周知を図る。

3 その他

薄根川のイワナについては、継続的に検査を行い、実態の把握について努めるものとする。